



平成 17 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 興津 誠
(コード番号 6268東証 第1部)
問合せ先 取締役総務部長 佐和 博
(TEL 03-3578-7070)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は平成 17 年 5 月 10 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションの実施を目的として、新株予約権を特に有利な条件で発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を無償発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員、理事、理事待遇

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 400,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

400 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1, 000 株とする。

ただし、前項（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うこととする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に前項（3）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の

平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日の 2 年後から 3 年間を権利行使期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、執行役員、理事、理事待遇の地位を失った後も、これを行使することができる。
- ②新株予約権の質入れその他の担保提供は認められない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを承継するものとする。
- ④その他、権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②前項(7)①に関わらず、新株予約権者が権利行使する前に、懲戒処分あるいはこれに類似する処分を受けた場合、または退職等により地位を失った後に懲戒処分に相当する事実が発覚した場合、当社取締役会は、その決議を経て、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上